

法定外道路占用許可申請協議書

新規	更新	変更	指令(区)第		号
			年	月	

令和 年 月 日

府 中 町 長

申請者 〒
住所
氏名

担当者
TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的						
占用の場所	路線名	町道			線 号線	車道・歩道・その他
	場 所	府中町			番 番 号	地先
占 用 物 件	名 称		規 模		数 量	
					㎡ m 本 個 基	
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間		占用物件 の 構 造		
工事の時期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間		工事実施 の 方 法	開削工法・推進工法・シールド工法 その他（ ）	
道 路 の 復 旧 方 法			添付書類	位置図・平面図・縦横断図・安全管理図 舗装復旧図・その他（ ）		
備考（交通制限の有無等）						

記載要領

- 1 「許可申請協議書」、「第32条 第35条」及び「許可を申請協議書」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2

新規	更新	変更
----	----	----

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きとすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

法定外道路占用許可申請協議書

新規	更新	変更	指令(区)第 年 月 日	号 日
----	----	----	-----------------	--------

令和 年 月 日

府 中 町 長

申請者 〒
住所
氏名

担当者
TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名	町道		線 号線	車道・歩道・その他
	場 所	府中町		番 番 号	地先
占 用 物 件	名 称		規 模		数 量
					m ² m 本 個 基
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造		
工事の時期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事実施 の 方 法	開削工法・推進工法・シールド工法 その他（ ）	
道 路 の 復 旧 方 法			添付書類	位置図・平面図・縦横断面図・安全管理図 舗装復旧図・その他（ ）	
備考（交通制限の有無等）					

道 路 占 用 許 可 書			指令（区）第 号 令和 年 月 日	
上記の申請については、道路法第32条の規定により、次のとおり許可します。				
府 中 町 長 印				
(建設部区画整理課) 0 8 2 - 2 8 6 - 3 1 2 3				
許 可 条 件	裏 面 の と お り	占 用 料	円	別途発行する 納入通知書に より納入して ください。
		占 用 料 算 出 方 法	円	
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に府中町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に府中町を被告として（訴訟においては府中町を代表する者は府中町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。				

許 可 条 件

1 一 般

1. 占用者は道路法、府中町道路占用規則その他関係法令を遵守するとともに、占用物件、工作物又は施設の設置場所、構造等は申請書のとおりとし、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理に努めること。
2. 施工にあたっては、道路交通法第77条の規定に基づき所轄警察署長の許可を受けること。
3. 工事着手及び竣工に際しては府中町長に届出て指示を受けること。又竣工時には写真添付のうえ、検査を受けること。
4. 工事中は、車両・歩行者の通行に支障のないよう、最善の注意を払い、安全対策を怠らないこと。
5. 日没等により工事を中断した場合は、路上・歩道には、危険防止や交通事故防止に必要な措置を講じること。
6. 工事現場には、防護柵、看板等を設置し、夜間は赤色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止に必要な措置を講じると共に交通事故防止に遺憾なきを期すこと。
7. 工事施工に際しては、工事場所に予告し、通行止、迂回路等の明示措置をすること。
8. 片側通行路及び歩行者等の安全確保のため、看視及び誘導員等の適切な配置をすること。
9. 道路面の原形復旧工事施工については、道路法施行令第15条の規定のとおり申請人において施工すること。
10. この占用工事又は占用に起因して、道路の構造物又は第三者に損害を与えた場合は、占用者の負担において、原状回復及び損害の賠償を行うこと。
11. 道路に関する工事のため、この占用物件の移転、改築又は除去を必要とする場合において、占用者の負担において、当該措置を命ずることがあるので、即座にこれに従うこと。
12. 占用物件は、道路の構造保全上若しくは交通上又は公益上障害とならないよう申請者の負担において維持管理すること。なお、これらのことについて町長が指示したときは、その指示に従うこと。
13. 許可書に記載されている内容及び条件に違反したときは、許可を取り消し、道路を原状に回復させるよう指示することがある。この場合当該義務履行に要する費用は、原則占用者で負担すること。
14. 占用物件の撤去並びに変更をする場合及び占用者の変更をする場合には、あらかじめ道路管理者に届出ること。
15. 請負業者においては、事前に工事区域等付近住民に対し工事の内容を説明し了解を得ること。
16. **工事日時を工事日の3日前までに府中町消防本部（TEL286-3119）・府中町環境センター（TEL286-3267）へ連絡すること。**

2 道路の掘削方法

1. 他の占用物件に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じること。
2. 掘削箇所には、やり方を設けて、丁寧に掘削すること。
3. 土質及び掘削の深さに応じて土留工を施すこと。
4. 舗装道路の表層部分は、のみ又は切断機で切り取り、舗装片は下層の土砂と区別して他の箇所へ搬出する。
5. 掘削した土砂は交通に支障を及ぼさないよう掘削の肩には堆積しないこと。
6. 軟弱地盤又は湧水箇所にあたっては、溜水又は湧水を排除しながら掘削するとともに排水先に注意すること。
7. 道路を横断して掘削する場合においては、交通に著しく支障を及ぼさないよう部分的に掘削し、その部分に交通を妨げない措置を講じたのち他の部分を掘削すること。
8. 人家に接近して道路を掘削する場合には、人の出入りを妨げない措置を講じること。
9. 工事は一日の工程に従って施工し、施工部分は許可の時間内に埋戻し、つき固めを行うこと。
10. 通行禁止に際しては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を定める道路管理者の道路標識を設置するとともに、迂回路標識を設置すること。
11. 特に、ガス爆発事故防止に必要な措置を講じること。（ガス会社との協議立会を厳守すること。）

3 復 旧 方 法

1. 舗装道路の本復旧は、復旧の範囲を町長と占用者が立会のうえ決定し、復旧断面は町長が指示するところによって施工すること。
2. 舗装復旧は、現況の材質で行い、舗装方法は舗装復旧標準断面図を準用すること。
3. 工事が完了し又は復旧工事が完了したときに提出する完了届書には、埋戻土（良質土）の使用、転圧、舗装復旧及び竣工の状況がわかる写真を添付すること。
4. 占用者は、工事完了検査の日から2箇年の間において、当該工事に起因して道路が損壊した場合は、町長の指示に従いすみやかに手直ししなければならない。
5. 占用者は、当該占用物件の維持管理のため道路を掘削する必要がある場合は、別途道路占用許可申請書（修繕工事）を提出して許可を受けなければならない。
6. 現場責任者は常時道路占用許可書の写しを所持し当町の職員が要求した場合は提示するものとする。
7. 特記条件



法定外道路占用許可申請協議書

(保 存 用)

新規	更新	変更	指令(区)第 年 月 日	号 日
----	----	----	-----------------	--------

令和 年 月 日

府 中 町 長

申請者 〒
住所
氏名

担当者
TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的										
占用の場所	路線名	町道					線 号線	車道・歩道・その他		
	場 所	府中町					番 番	号	地先	
占 用 物 件	名 称				規 模			数 量		
								㎡ m 本 個 基		
占用の期間	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	間	占用物件 の 構 造				
工事の時期	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	間	工事实施 の 方 法	開削工法・推進工法・シールド工法 その他 ()			
道 路 の 復 旧 方 法					添付書類	位置図・平面図・縦横断図・安全管理図 舗装復旧図・その他 ()				
備考 (交通制限の有無等)										

決 裁 区 分				公 開 分	公 開	非 公 開		保存年限	永・10・5・3・1・()	
町 長	副町 長	部 長	課 長	公 開 分	公 開	部分	全部	分類番号	E — 2 — 3	
起案： 令和 年 月 日				非 公 開 理 由	条例第5条 項 号		個別 フォルダー	道 路 占 用 許 可 関 係 書		
決裁： 令和 年 月 日				非 公 開 分			起 案 者	建設部 区画整理課		
発送：指令(区)第 号 令和 年 月 日				解 除 月	年 月			電話 286－3123		
								氏名 ④		
町 長		副町長		部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員	
合 議	部長		課長		課長補佐		係長		公 ・ 非 審 査	
	部長		課長		課長補佐		係長		文 書 審 査	
	部長		課長		課長補佐		係長			
意 見								特殊取扱	公 印	
このことについて、別紙のとおり申請がありました。道路法32条の規定により広島東警察署（交通課）と協議したのち、次の条件を付し許可してよろしいか。										

占 用 料	占 用 料 算 定				備 考
	×	×	×	=	
	×	×	×	=	

許 可 条 件

1 一 般

1. 占有者は道路法、府中町道路占用規則その他関係法令を遵守するとともに、占有物件、工作物又は施設の設置場所、構造等は申請書のとおりとし、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理に努めること。
2. 施工にあたっては、道路交通法第77条の規定に基づき所轄警察署長の許可を受けること。
3. 工事着手及び竣工に際しては府中町長に届出て指示を受けること。又竣工時には写真添付のうえ、検査を受けること。
4. 工事中は、車両・歩行者の通行に支障のないよう、最善の注意を払い、安全対策を怠らないこと。
5. 日没等により工事を中断した場合は、路上・歩道には、危険防止や交通事故防止に必要な措置を講じること。
6. 工事現場には、防護柵、看板等を設置し、夜間は赤色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止に必要な措置を講じると共に交通事故防止に遺憾なきを期すこと。
7. 工事施工に際しては、工事場所に予告し、通行止、迂回路等の明示措置をすること。
8. 片側通行路及び歩行者等の安全確保のため、看視及び誘導員等の適切な配置をすること。
9. 道路面の原形復旧工事施工については、道路法施行令第15条の規定のとおり申請人において施工すること。
10. この占用工事又は占用に起因して、道路の構造物又は第三者に損害を与えた場合は、占有者の負担において、原状回復及び損害の賠償を行うこと。
11. 道路に関する工事のため、この占有物件の移転、改築又は除去を必要とする場合において、占有者の負担において、当該措置を命ずることがあるので、即座にこれに従うこと。
12. 占有物件は、道路の構造保全上若しくは交通上又は公益上障害とならないよう申請者の負担において維持管理すること。なお、これらのことについて町長が指示したときは、その指示に従うこと。
13. 許可書に記載されている内容及び条件に違反したときは、許可を取り消し、道路を原状に回復させるよう指示することがある。この場合当該義務履行に要する費用は、原則占有者で負担すること。
14. 占有物件の撤去並びに変更をする場合及び占有者の変更をする場合には、あらかじめ道路管理者に届出ること。
15. 請負業者においては、事前に工事区域等付近住民に対し工事の内容を説明し了解を得ること。
16. 工事日時を工事日の3日前までに府中町消防本部（TEL286-3119）・府中町環境センター（TEL286-3267）へ連絡すること。

2 道路の掘削方法

1. 他の占有物件に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じること。
2. 掘削箇所には、やり方を設けて、丁寧に掘削すること。
3. 土質及び掘削の深さに応じて土留工を施すこと。
4. 舗装道路の表層部分は、のみ又は切断機で切り取り、舗装片は下層の土砂と区別して他の箇所へ搬出する。
5. 掘削した土砂は交通に支障を及ぼさないよう掘削の肩には堆積しないこと。
6. 軟弱地盤又は湧水箇所にあたっては、溜水又は湧水を排除しながら掘削するとともに排水先に注意すること。
7. 道路を横断して掘削する場合においては、交通に著しく支障を及ぼさないよう部分的に掘削し、その部分に交通を妨げない措置を講じたのち他の部分を掘削すること。
8. 人家に接近して道路を掘削する場合には、人の出入りを妨げない措置を講じること。
9. 工事は一日の工程に従って施工し、施工部分は許可の時間内に埋戻し、つき固めを行うこと。
10. 通行禁止に際しては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を定める道路管理者の道路標識を設置するとともに、迂回路標識を設置すること。
11. 特に、ガス爆発事故防止に必要な措置を講じること。（ガス会社との協議立会を厳守すること。）

3 復 旧 方 法

1. 舗装道路の本復旧は、復旧の範囲を町長と占有者が立会のうえ決定し、復旧断面は町長が指示するところによって施工すること。
2. 舗装復旧は、現況の材質で行い、舗装方法は舗装復旧標準断面図を準用すること。
3. 工事が完了し又は復旧工事が完了したときに提出する完了届書には、埋戻土（良質土）の使用、転圧、舗装復旧及び竣工の状況がわかる写真を添付すること。
4. 占有者は、工事完了検査の日から2箇年の間において、当該工事に起因して道路が損壊した場合は、町長の指示に従いすみやかに手直ししなければならない。
5. 占有者は、当該占有物件の維持管理のため道路を掘削する必要が生じた場合は、別途道路占用許可申請書（修繕工事）を提出して許可を受けなければならない。
6. 現場責任者は常時道路占用許可書の写しを所持し当町の職員が要求した場合は提示するものとする。
7. 特記条件

[]